

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第15号

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成25年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づく審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。 <u>以下「法」という。</u> ）第77条第1項の規定に基づく審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、 <u>同条第3項の規定に基づき</u> 組織及び運営に関する事項を定めるものとする。
(設置) 第2条 子ども・子育て支援法、児童福祉法、母子保健法（昭和48年法律第141号）等の子ども（子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもをいう。）に関する法律に掲げる児童福祉又は母子保健施策の調査審議等をするための市長の諮問機関として、瀬戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。	(設置) 第2条 <u>法第77条第1項に掲げる事務を処理するため</u> 、瀬戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
(組織) 第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織し、委員は市長が任命する。 <u>(臨時委員)</u>	(組織) 第3条 子ども・子育て会議は、委員 <u>15人以内</u> で組織し、委員は市長が任命する。

<p>第4条 <u>子ども・子育て会議に、次条に掲げる担 事務に関し特別の事項を調査審議させ、又は処理 させる必要があるときは、臨時委員を置くことが できる。この場合において、臨時委員は、市長が 任命することとする。</u></p> <p><u>(担件事務)</u></p>	
<p>第5条 <u>子ども・子育て会議の担件事務は、次に掲 げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>瀬戸市子ども・子育て支援事業計画の策定又 は変更に関すること。</u></p> <p>(2) <u>特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業 の利用定員に関すること。</u></p> <p>(3) <u>家庭的保育事業等の認可に関すること。</u></p> <p>(4) <u>児童及び妊産婦の福祉、母子保健に関する事 項について調査・審議すること。</u></p> <p>(5) <u>子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ 計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策 の実施状況について調査・審議すること。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p>	<p>(会長及び副会長)</p>
<p>第6条 <省略></p> <p>(会議)</p>	<p>第4条 <省略></p> <p>(会議)</p>
<p>第7条 <省略></p> <p>(庶務)</p>	<p>第5条 <省略></p> <p>(庶務)</p>
<p>第8条 <省略></p> <p>(委任)</p>	<p>第6条 <省略></p> <p>(委任)</p>
<p>第9条 <省略></p>	<p>第7条 <省略></p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。